

令和8年度理工学研究科教員活動評価実施要領

令和8年5月8日
理工学研究科代議員会決定

1. 趣旨

この要領は、「埼玉大学における教員活動評価実施要項」（平成18年4月27日教育研究評議会了承（以下「実施要項」という。））5. に基づき、理工学研究科における教員活動評価の実施に関し、必要な事項を定める。

2. 評価項目

（1）教育活動

- a. 講義・演習・実験等を適切に行ったか
- b. 研究指導を適切に行ったか
- c. 教育の内容・方法についての工夫・改善への取り組みを適切に行ったか
- d. その他の教育活動で特筆すべきことがあるか

（2）研究・開発に関する業績・活動

- a. 研究・開発において成果を挙げたか
- b. 研究・開発の活動を積極的に行っているか
- c. その他の研究・開発活動で特筆すべきことがあるか

（3）大学運営への貢献

- a. 全学・研究科研究部・研究科教育部・学部・学科の各種委員の活動を行ったか
- b. その他の大学運営への貢献で特筆すべきことがあるか

（4）社会への貢献

- a. 国際的なものを含め学会活動・学術上の社会活動を行ったか、あるいは、公的審議会・委員会への貢献があるか
- b. その他の社会への貢献で特筆すべきことがあるか

3. 各評価項目の到達基準

教員個人の作成した前年度（必要に応じ過去3年間）の教員活動報告書を基に、次表の基準で評価する。3点の基準と1点の基準を同時に満たす場合は、2点とする。

評価項目	3点の基準	2点	1点の基準
(1)a	学生による授業評価が極めて優れている。	Default 値	学生による授業評価に関して3年以内に複数回極度に低い評価がある。正当な理由なく担当科目が2年間ない。
(1)b	3年間で博士を多数(例えば3名以上)出した、3年間で修士を多数(例えば9名以上)出した。	Default 値	正当な理由なく3年間卒研生または修士または博士の学生を指導していない。
(1)c	教育に関して工夫・改善で高い実績を挙げた。	Default 値	教育に関して工夫・改善への取り組みに関する意欲が見られない。
(1)d	上記に匹敵するその他の特筆すべき成果を挙げた。	Default 値	入試・教務関連で処分を受けた。
(2)a	研究・開発で顕著な業績を挙げた。	Default 値	正当な理由なく3年間主著者あるいは責任著者としての論文・著書・解説・特許・学会発表などが無い。
(2)b	高額の外部資金(例えば、科研費基盤(A))を獲得した。大型共同研究を組織した。	Default 値	複数年にわたり外部資金獲得に向けた努力をしていない。
(2)c	上記に匹敵するその他の特筆すべき成果を挙げた。	Default 値	研究活動上の不正行為で処分を受けた。研究活動に対するアクティビティが極めて低い。
(3)a	管理職を務めた。全学・研究科・学部の委員会委員長またはWG主査を務めた。	Default 値	正当な理由なく各種委員を2年間担当しなかった。
(3)b	上記に匹敵するその他の優れた貢献をした。	Default 値	運営面で処分を受けた。

(4)a	日本学術会議登録学会の会長・理事となった。学術雑誌の編集長などとなった。国の審議会等の委員長となった。	Default 値	学会活動に関連した活動で不正行為を行った。
(4)b	社会活動において顕著な貢献があった。	Default 値	学外の不適切な行動等により処分を受けた。

4. 備考

- (1) 実施要項3.(4)で言及している「領域評価」は行わない。
- (2) 「埼玉大学における教員活動評価の基本方針」(平成18年4月27日教育研究評議会了承)4.(3)で言及している「個人評価委員会(教員評価委員会)」を設置する。
- (3) 同方針5.に基づき、前年度に重点を置き、原則として過去3年間の実績に対して評価を行う。
- (4) 学生の授業評価のデータは教員活動報告書への記載を求めず、研究科長所轄の原データにより(1)aの評価を行うものとする。学長による処分のデータに基づく(1)d,(2)c,(3)b,(4)bの評価も同様とする。
- (5) 研究科長は活動報告書に記載された事項に疑問がある場合、当該教員の意見を聴取する場合がある。
- (6) 研究科長は教育研究活動等を活性化するため、評価結果を活用するものとする。例えば、教員勤務実績評価に評価結果の一部を活用する。
- (7) 研究科長は、評価項目(1)cにおいて、教員が授業評価の結果に対して適切に対応しているかを確認し、評価の判定において考慮する。